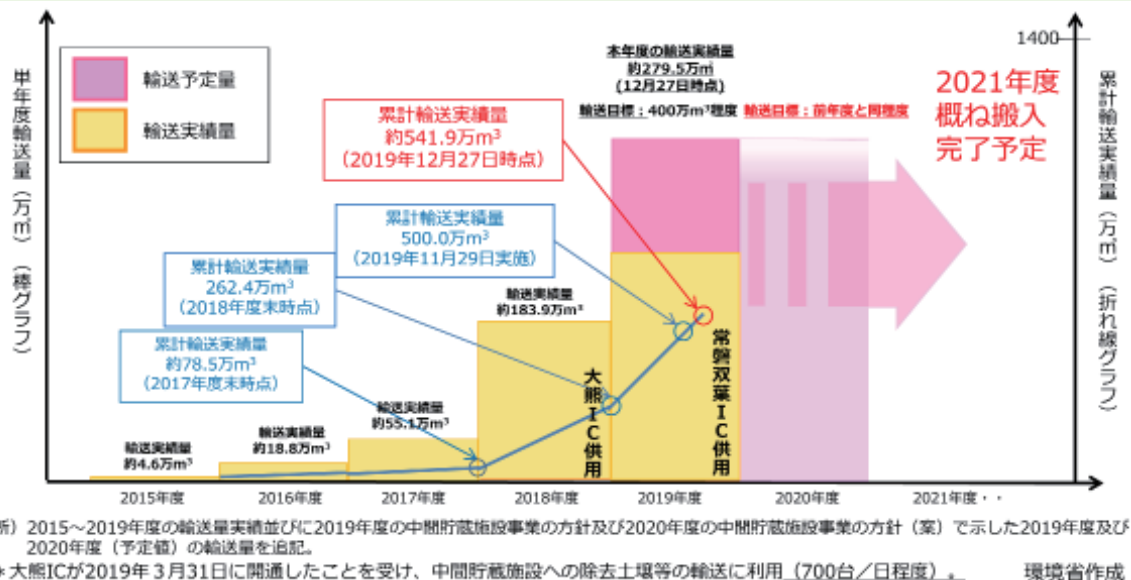


- 輸送対象物量（※）1400万 m^3 の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、**安全を第一に、地域の理解を得ながら**、輸送を実施する。 ※2019年10月時点
- ・2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す。
 - ・2020年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、安全を第一に、**前年度と同程度の量を輸送する。**



中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2020年1月16日に公表した2020年度の事業方針に沿って、2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入を、概ね完了することを目指します。また、これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、2020年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送することとしています。

図には、2015年度、2016年度、2017年度、2018年度の輸送量実績、2019年度の輸送量予定値及び2020年度の中間貯蔵施設事業の方針で示した2020年度（予定値）の輸送量を追記しています。

本資料への収録日：2017年3月31日

改訂日：2020年3月31日